

## 鷲流峡治水対策事業工事監理委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「鷲流峡治水対策事業工事監理委員会」(以下「委員会」という。)とする。

(目的及び設置)

第2条 委員会は鷲流峡掘削の設計施工が、平成24年度策定した「松尾・下久堅地区治水事業計画」の思想に基づき履行されていることを確認する目的で、国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。

(組織等)

第3条 委員会の委員は事務所長が委嘱し、別紙の通りとする。  
2. 委員の任期は3年とし、再任を妨げないものとする。

(委員会)

第4条 委員会は、鷲流峡河道掘削の設計施工について意見を述べる。  
2. 委員会は必要に応じて、委員以外の者から参考意見を聞くことができる。  
3. 委員の代理出席は原則として認めない。ただし、行政を代表する者についてはこの限りでない。

(情報公開)

第5条 委員会の議事内容及び会議資料は、希少種に係わる情報または特定個人・団体の利害に係わる場合を除き、原則公開とする。

(会議)

第6条 委員会には委員長を置くこととする。  
2. 委員長は、事務所長が指名する。  
3. 委員長は委員会の議事を進行する。  
4. 会議の招集・開催は事務所長が行う。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は天竜川上流河川事務所工務課に置く。  
2. 事務局は、委員長の指示により、会議資料の作成、説明、議事録及び会議内容のとりまとめ等の会議運営を行うものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員会委員総数の過半数の同意をもってこれを行うものとする。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

付則

(施行期日) この規約は、平成30年3月16日から施行する。

## 別紙

## 鷲流峡治水事業工事監理委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
委員長	きたざわ 北澤 秋司	信州大学名誉教授
委員	あらい 新井 宗之	名城大学理工学部准教授
	くめはら 条原 和代	南相馬市復興アドバイザー、元飯田市産業経済部長
	こだいら 小平 亨	飯田市建設部長
	こにし 小西 純一	信州大学名誉教授
	さかた 坂田 浩一	長野県飯田建設事務所長
	すぎもと 杉本 忠	天竜舟下り株式会社 取締役社長
	たけまえ 竹前 雅夫	飯田市市民協働環境部長
	よしかわ 吉川 篤	天竜川ゆめ会議 副代表理事
	しいば 椎葉 秀作	天竜川上流河川事務所長

(敬称略、五十音順)